

市第109号議案

平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例の制定

平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市 市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例

平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の額については、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額に1から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市 長 100分の30
- (2) 副市長 100分の20

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の額を減ず

るため、平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例を制定したいので提案する。